

「新居浜地域スマートシティ推進協議会」規約

(名称)

第1条 本会は、「新居浜地域スマートシティ推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学金民官が一体となって、IoTやAIを含むICT等の先端技術を活用しながら、地域の抱える交通、経済、防災、高齢化等の諸課題を解決するとともに、人々の生活の質を高め、全体を最適化させながら持続的な発展が可能なまちの実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) スマートシティ化に向けた実証事業の推進
- (2) 共通プラットフォームの活用の推進
- (3) 住民への普及、啓発の推進
- (4) 成果等の他地域への普及展開
- (5) その他協議会の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、目的に賛同する企業、団体、地方公共団体等の会員により組織する。

- 2 協議会に入会しようとするものは、入会申込書を会長宛てに提出しなければならない。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、退会届を会長宛てに提出するものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を毀損する行為があったとき又はその他除名すべき正当な事由があるときは、会長は当該会員を除名することができる。

(会長)

第5条 協議会の会長は、会務を統括して協議会を代表する。

- 2 会長は、新居浜市長をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集して開催する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(幹事会)

第7条 会の円滑な運営に関して必要な調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の中から会長が指名するもので構成する。

(会費)

第8条 協議会の事業を行うために必要な経費が生じた場合は、協議会の決定に基づき、会費を定めることができる。

2 本会の事業に要する経費については、事業実施者間で協議により負担するものとする。

(ワーキンググループ)

第9条 第3条の本会議の目的を達成するために、会員及び事務局は必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(庶務及び会計)

第11条 協議会の庶務及び会計は、会長により選任された委員が事務局となり処理する。

(秘密保持)

第12条 協議会の会員は、協議会において知り得た活動内容または他の会員（以下「開示者」という。）に関する一切の事項を、開示者に無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年12月25日から施行する。